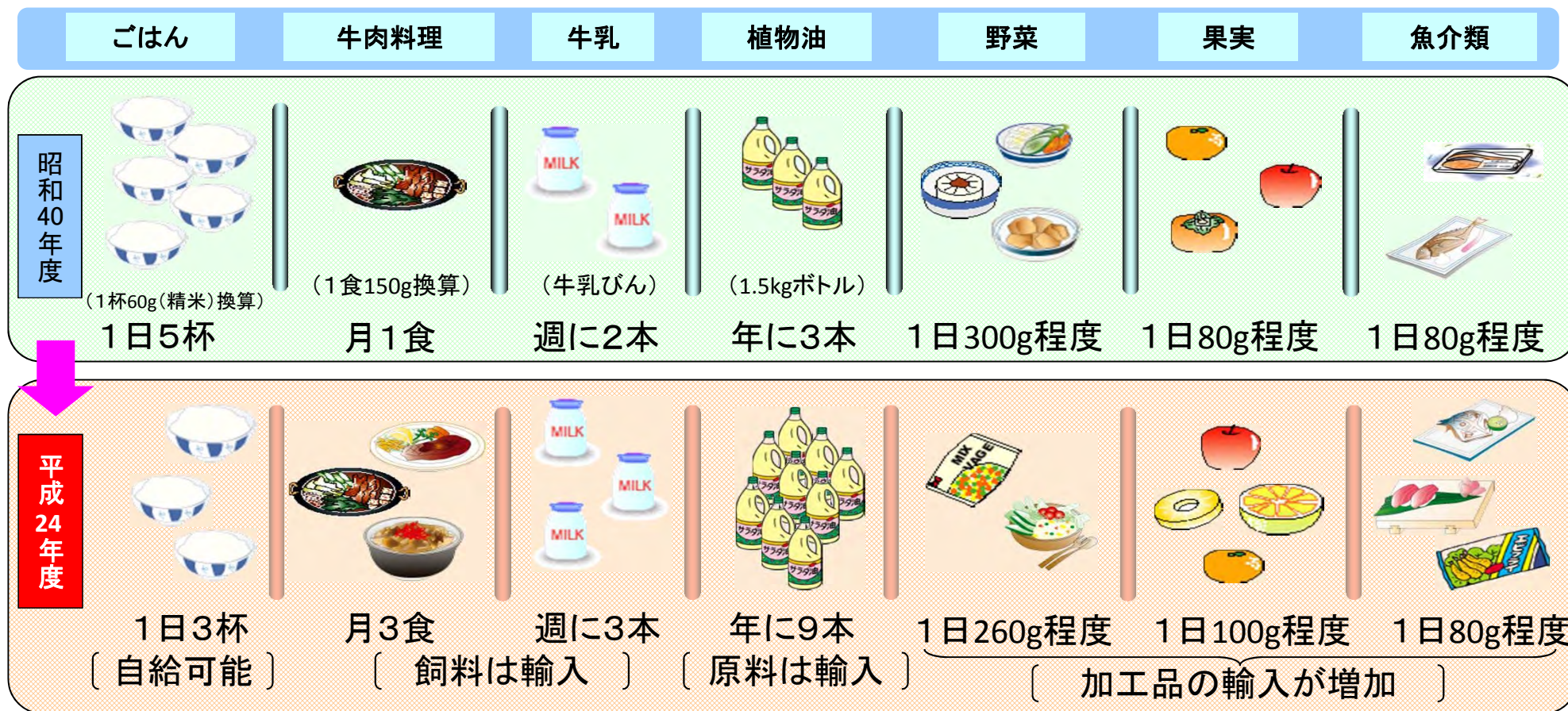


## 一人当たりの食事の内容と食料消費量の変化

- 食生活の変化を食料消費の推移で比較すると、昭和40年度と現在では、
- ① 米については、1日5杯だったものが、1日3杯
  - ② 牛肉については、月1食だったものが、月3食
  - ③ 植物油については、1.5kgボトルで年3本だったものが、年9本  
となっているなど、食生活の変化とともに、品目別の食料消費量が大きく変化した状況。

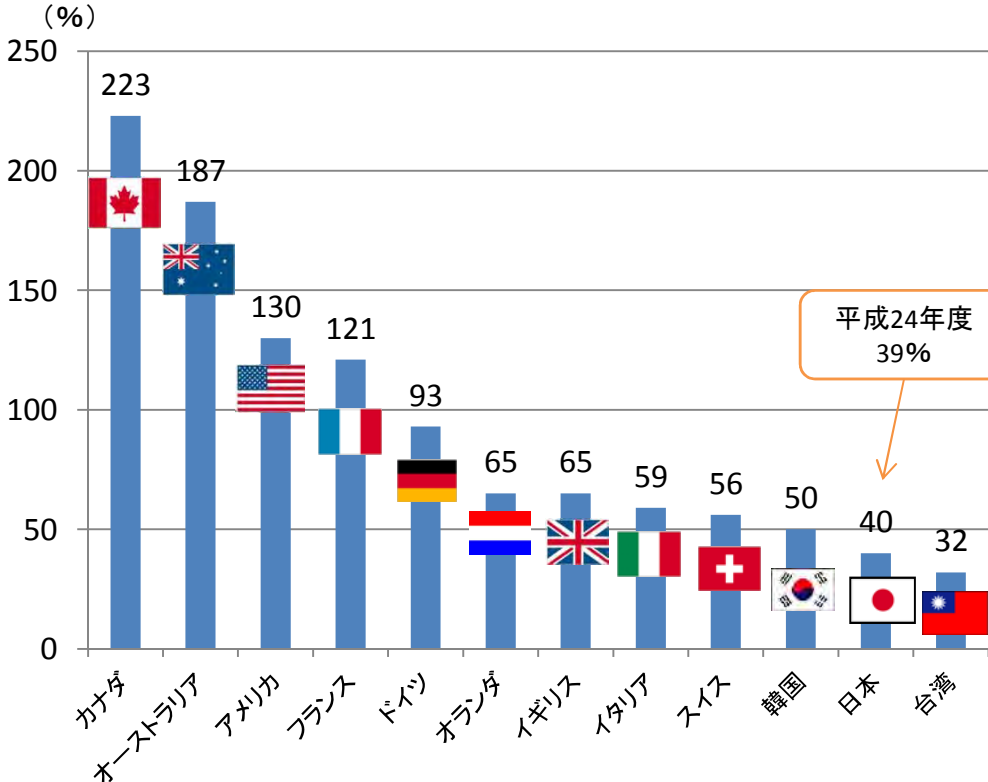


資料:平成24年度食料需給表を基に作成

# 諸外国の食料自給率（2009年）（試算）

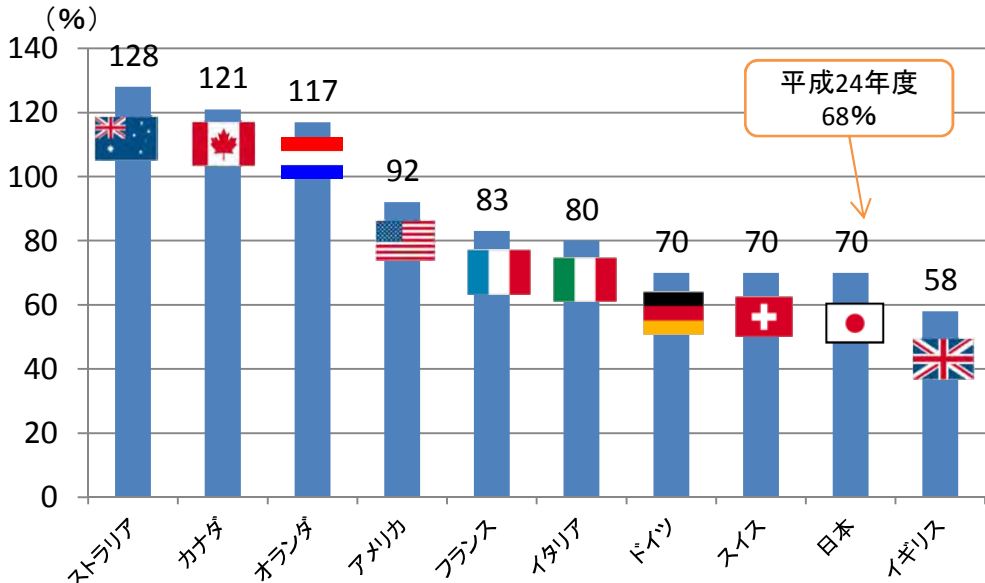
- 諸外国の食料自給率については、これまでカロリーベースを試算・公表してきたが、生産額ベースについても国際比較を行うため、一定の前提を設けた上で試算。
- 諸外国の食料自給率の試算値を比較すると、
  - ① カロリーベースについては、国内の消費人口が小さく、カロリーベースに寄与する穀物、油糧種子等の生産量が多いカナダ、オーストラリア等の国が上位に位置づけられる一方、
  - ② 生産額ベースについては、国内の消費人口や生産量のほかに価格も重要な要素となることから、オーストラリア、カナダの他に価格の高い野菜、果実等の生産量が多いオランダ等の国が上位に位置づけ。
- 我が国の食料自給率は、諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベース共に低い水準。

○カロリーベース食料自給率(2009年)

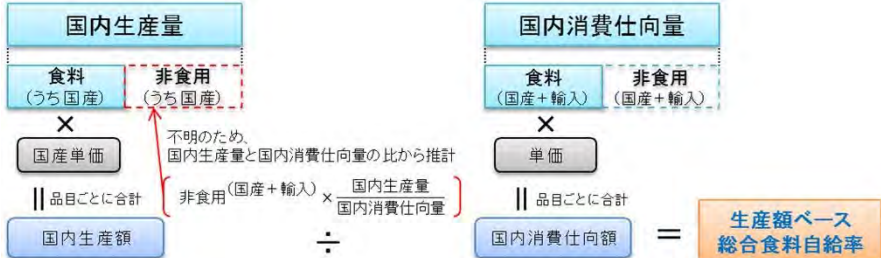


資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない。）  
 (注) 1. 数値は2009年（日本は平成21年度）。スイスのデータ及びイギリスの生産額ベースのデータについては、各政府の公表値を掲載。  
 2. 各品目の国産単価及び輸入単価については、FAO（国際連合食糧農業機関）のPrice STAT及びTrade STAT等より算出。  
 3. 畜産物及び加工品については、輸入飼料・輸入原料を考慮。

○生産額ベース食料自給率(2009年・試算)



(注) 諸外国の生産額ベース食料自給率の試算方法



## 食料自給率目標の考え方

---

## 食料・農業・農村基本法における食料自給率の位置付け

- 食料・農業・農村基本法においては、食料の安定供給の確保について、①世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、平常時においては国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入と備蓄とを適切に組み合わせること、②不測時においても、食料安全保障の観点から、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図ることの必要性を明示(第二条)。
- また、食料自給率目標については、食料・農業・農村基本計画において、その向上を図ることを旨として、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めると規定(第十五条)。

### 食料・農業・農村基本法(抜粋)

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当な期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 二 食料自給率の目標

- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

(不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

## これまでの基本計画における食料自給率目標等の考え方①

- 平成12年及び平成17年の基本計画では、食料自給率目標について、食料消費及び農業生産の指針として、計画期間内における実現可能性を考慮して設定。
- 一方、現行(平成22年)の食料自給率目標については、平成20年以降の穀物価格の大幅な上昇等を背景に、我が国の持てる資源を全て投入した時に初めて可能となる高い目標として設定。

### 1 総合食料自給率

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の定め方
	カロリーベース	生産額ベース	
平成12年基本計画	45%	74% (参考値)	<p>食料自給率の目標については、これを掲げる意義及びその達成に向けた取組を通じて我が国の食料供給力の向上が図られることの重要性にかんがみ、また、我が国の食料自給率が年々低下し、供給熱量ベースで4割程度と先進国の中で最も低い水準となっている中で、国民の多くが我が国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえれば、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である。</p> <p>しかしながら、この基本計画で定める食料自給率の目標は、<b>計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して定める必要がある。</b></p> <p>このため、この基本計画においては、平成22年度までの計画期間を、関係者の努力により食料自給率の低下傾向に歯止めを掛け、その着実な向上を図っていく期間と位置付け、関係者が取り組むべき食料消費及び農業生産における課題を明らかにして、計画期間内においてこれらの課題が解決された場合に実現可能な水準を食料自給率目標として設定することとする。</p>
平成17年基本計画	45%	76%	<p>食料自給率の目標については、世界の食料需給が不安定な要素を有していることや、国民の多くが我が国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえれば、基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である。</p> <p>一方、本基本計画における食料自給率の目標設定に当たっては、この目標が<b>望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえると、計画期間内における実現可能性を考慮する必要がある。</b>このため、3で掲げる「重点的に取り組むべき事項」への取組に万全を期して課題の解決を図ることとし、その場合に実現可能な姿として、4で掲げるとおり、「平成27年度における望ましい食料消費の姿」及び「平成27年度における農業生産の努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして、主要品目別の自給率の目標や総合食料自給率の目標等を示すこととする。</p> <p>その上で、平成27年度における自給率目標が実現した次の段階には、5割以上の供給熱量自給率の実現が見込まれるものとなるよう、国産農産物の輸出の更なる拡大や、革新的な新技術を通じた生産性の大幅な向上、機能性を付与した農産物の開発等を通じて、今までになかったような新たな需要先の開拓に取り組むこととし、今回の計画期間から、そのために必要な条件整備を進めることとする。</p>
現行基本計画 (平成22年)	50%	70%	<p>世界人口の増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により農産物の需要が増大する一方、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による農産物の供給面での懸念が生じている。このため、今後とも、世界の穀物等の需給はひっ迫した状態が継続し、食料価格は高い水準で、かつ、上昇傾向で推移すると予測されている。また、一部の食料輸入国や多国籍企業が世界各地の農地への投資を進める動きもみられる。(略)</p> <p>一方、食料生産を支える我が国の農村は、極めて厳しい状況にある。過疎化、高齢化が止まらず、これに兼業機会の減少も重なり、地域の活力がますます低下している。このため、水田をはじめとした我が国の貴重な農地資源が十分活用されず、耕作放棄地の増加さえ起きている。基幹的な農業従事者の平均年齢が年々高まり、65歳を超えている現在、世界の食料需給のひっ迫に対応して食料自給率の向上のための戦略を早急に打ち立てなければならない。(略)</p> <p>平成32年度の総合食料自給率目標は、以上のような国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、<b>我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標</b>として、供給熱量ベースで平成20年度41%を50%まで引き上げることとする。</p>



## これまでの基本計画における食料自給率目標等の考え方②

- 品目別自給率については、平成12年及び平成17年の基本計画では計画の本体に目標として設定されているのに対して、現行の基本計画では計画の参考資料に記載。
- また、12年及び17年の基本計画では、基本法で定められた消費面の指針として、望ましい栄養バランスが実現するとともに、食品の廃棄や食べ残しが減少することを見込んで「望ましい食料消費の姿」として目標年の年間消費量を設定しているのに対して、現行の基本計画では平成32年度における年間消費量の予測値を記載。
- 農地面積については、平成12年及び平成17年の基本計画では、耕作放棄地の発生抑制等によりすう勢値よりも農地の減少が抑制される見通しを設定したのに対して、現行の基本計画では荒廃した耕作放棄地の再生等により基準年(平成21年)の農地が維持される見通しを設定。

### 2 品目別自給率等

	飼料自給率	品目別自給率	主食用 穀物自給率	穀物自給率	生産面の指針	消費面の指針
平成12年基本計画	35%	目標として設定	62%	30%	「生産努力目標」を設定	栄養バランス等を考慮した「望ましい食料消費の姿」を設定
平成17年基本計画	35%	目標として設定	63%	30%	「生産努力目標」を設定	栄養バランス等を考慮した「望ましい食料消費の姿」を設定
現行基本計画 (平成22年)	38%	基本計画の参考資料に記載	—	—	「生産数量目標」を設定	基本計画に年間消費量の予測値を記載

### 3 農地面積等

	農地面積	延べ作付面積	耕地利用率	農地の見通しと確保の内容	
				すう勢	施策効果
平成12年基本計画	470万ha	495万ha	105%	耕作放棄地の発生：▲26万ha 農地の転用：▲23万ha	耕作放棄地の発生抑制：+21万ha 農地の拡張等：+8万ha
平成17年基本計画	450万ha	471万ha	105%	耕作放棄地の発生：▲26万ha 農地の転用：▲14万ha	耕作放棄地の発生抑制・再活用等：+19万ha
現行基本計画 (平成22年)	461万ha	495万ha	108%	耕作放棄地の発生：▲21万ha 農地の転用：▲14万ha	優良農地の転用の抑制等：+5万ha 耕作放棄地の発生抑制：+18万ha 荒廃した耕作放棄地の再生：+12万ha